

兵庫県立東はりま特別支援学校の電気調達に係る仕様書

1 対象建物及び需要場所

- (1) 対象建物 兵庫県立東はりま特別支援学校
 (2) 需要場所 兵庫県加古郡播磨町北古田 1-17-17
 電話番号 079-430-2820

2 業種及び用途 学校等施設で使用する高圧電力

3 仕様

- (1) 電気供給方式、標準電圧、標準周波数、受電方式等
 ア 電気供給方式 交流3相3線式
 イ 標準電圧(常時電力) 6600V
 ウ 計量電圧(常時電力) 6600V
 エ 標準周波数 60Hz
 オ 受電方式 1回線受電
 カ 蓄熱設備 無
 キ 自家発電設備 3φ3w210V 38KVA(非常用)
 太陽光発電(常用) 10kW1台
 ク 現契約種別 高圧業務用電力

(2) 予定契約電力及び予定使用電力量

下表に記載する対象期間の実績値を採用する。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計(単位kW)
最大電力	118	168	283	380	308	351	214	138	248	355	313	254	令和7年2月 ~令和8年1月実績
使用量	21,630	25,079	39,494	48,902	26,967	44,058	31,421	24,034	32,648	40,794	41,778	32,295	409,100

ア 予定契約電力 380kW

※ 請求の基礎となる契約電力は、その月の最大需要電力(30分最大需要電力計により計測される値)と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

イ 予定使用電力量 409,100 kW

※ 請求の基礎となる使用電力量は、電力計により計測される実際の使用量とする。

(3) 契約使用期間

令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時まで。

(4) 電力量の検針

- ア 自動検針装置 有
 イ 計量器の仕様 変成器付複合計器

(5) 需給地点 需要場所構内引込口に学校が設置した6kV断路器電源側接点

(6) 電気工作物の財産分界点 需給地点に同じ

(7) 保安上の責任分界点 需給地点に同じ

(8) 単位及び端数処理

請求料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

- ア 基本料金及び従量料金については、対象施設を単位として算定する。
 イ 約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
 ウ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。

エ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。

オ 請求料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

カ 料金の請求は対象施設一括ではなく、施設ごとに分けて行うこと。(請求書の送付先は別途指定する。)

(9) その他

ア 力率は、契約期間中は100%を保持する予定。

イ 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、環境に配慮した電気調達契約を締結するため、評価項目の合計点数が70点以上となり、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」附則第4条の規定による廃止前の「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」第8条第1項に規定する国からの勧告を受けないよう努めること。

ウ 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、需要場所を管内とする旧一般電気事業者が定める電気供給条件（ただし、燃料費調整額、市場価格調整額の算定方法においては入札時の電気供給条件によるものとする）又は、託送供給約款によるものとする。ただし、本契約の満了時においては、電気供給条件に定める契約終了に伴う料金及び工事費の精算等に係る支払はしない。

エ 入札価格の算定にあたっては、燃料費調整額、市場価格調整額、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

オ 入札価格の算定にあたっては、消費税率10パーセントを前提とした単価を用いることとし、消費税率変更に伴う単価変更については、落札者と別途協議の上決定する。

カ 学校施設の長寿命化改修工事等を順次実施しており、契約期間中に長寿命化改修工事等を新たに実施する場合は、契約電力及び電力使用量等は予定値との増減幅が大きくなる可能性がある。

キ 自家発電装置については、常用の発電装置のみ記載し、非常用の発電装置は記載していない。

ク この仕様書に定めのない事項については、別途、協議の上決定とする。